

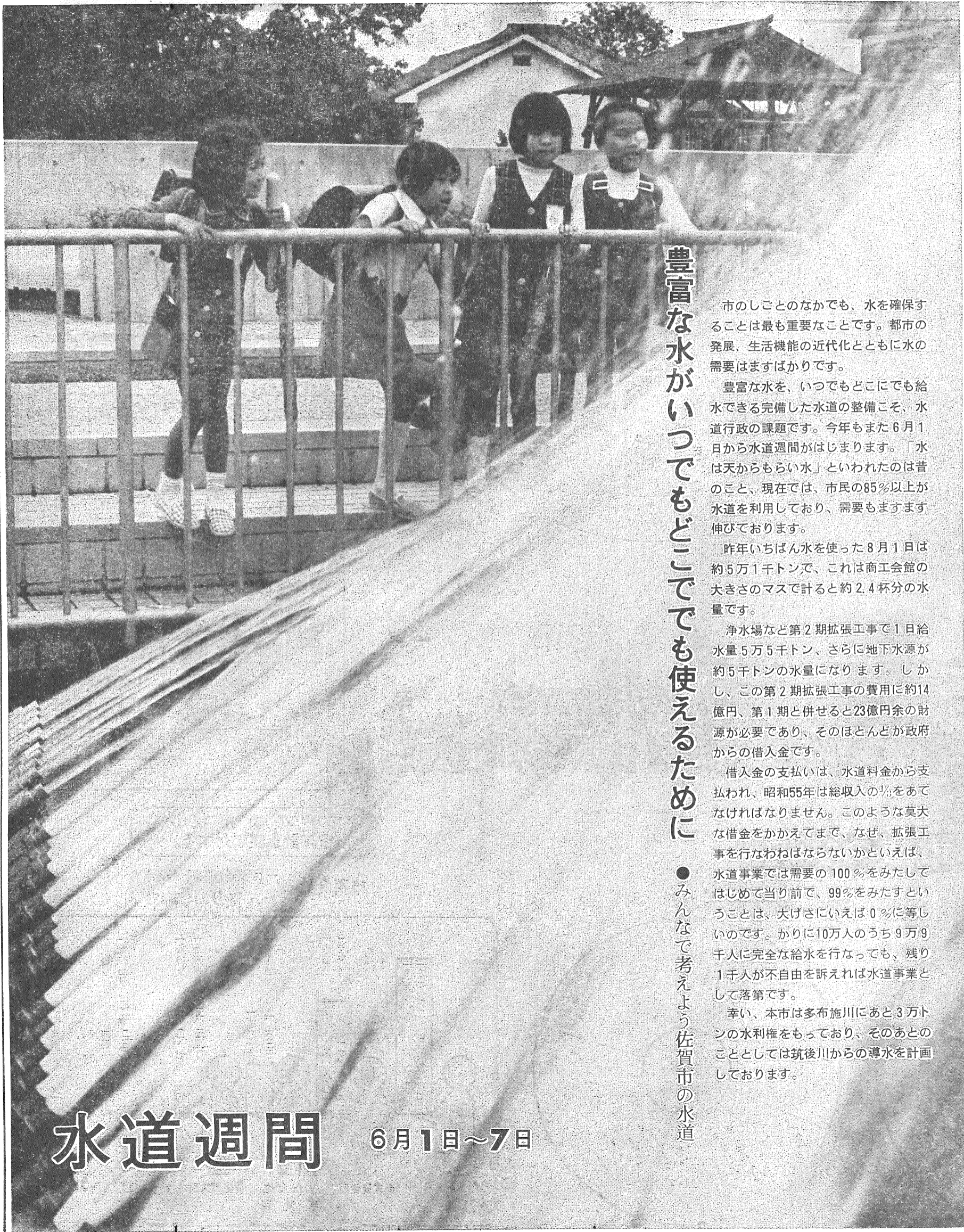
(第三種郵便物認可)

(昭和26年2月24日)

発行所 佐賀市役所  
発行人  
市長公室長  
(定価2円)  
電話代表④3151番

佐賀市の人口

5月1日現在	前月比
人口 149,453	+597
男 70,573	+270
女 78,880	+327
世帯 43,255	+463



### 豊富な水がいつでもどこでも使えるために

●みんなで考えよう佐賀市の水道

市のしごとのなかでも、水を確保することは最も重要なことです。都市の発展、生活機能の近代化とともに水の需要はますます増えています。

豊富な水を、いつでもどこにでも給水できる完備した水道の整備こそ、水道行政の課題です。今年もまた6月1日から水道週間がはじまります。「水は天からもらい水」といわれたのは昔のこと、現在では、市民の85%以上が水道を利用しており、需要もますます伸びております。

昨年いちばん水を使った8月1日は約5万1千トンで、これは商工会館の大きさのマスで計ると約2.4杯分の水量です。

浄水場など第2期拡張工事で1日給水量5万5千トン、さらに地下水源が約5千トンの水量になります。しかし、この第2期拡張工事の費用に約14億円、第1期と併せると23億円余の財源が必要であり、そのほとんどが政府からの借入金です。

借入金の支払いは、水道料金から支払われ、昭和55年は総収入の1%をあてなければなりません。このような莫大な借金をかかえてまで、なぜ、拡張工事を行なわねばならないかといえば、水道事業では需要の100%をみたしてはじめて当たり前で、99%をみたすということは、大きさにいえば0%に等しいのです。かりに10万人のうち9万9千人に完全な給水を行なっても、残り1千人が不自由を訴えれば水道事業として落第です。

幸い、本市は多布施川にあと3万トンの水利権をもっており、そのあとのこととしては筑後川からの導水を計画しております。

## 水道週間

6月1日～7日

# 市の財政

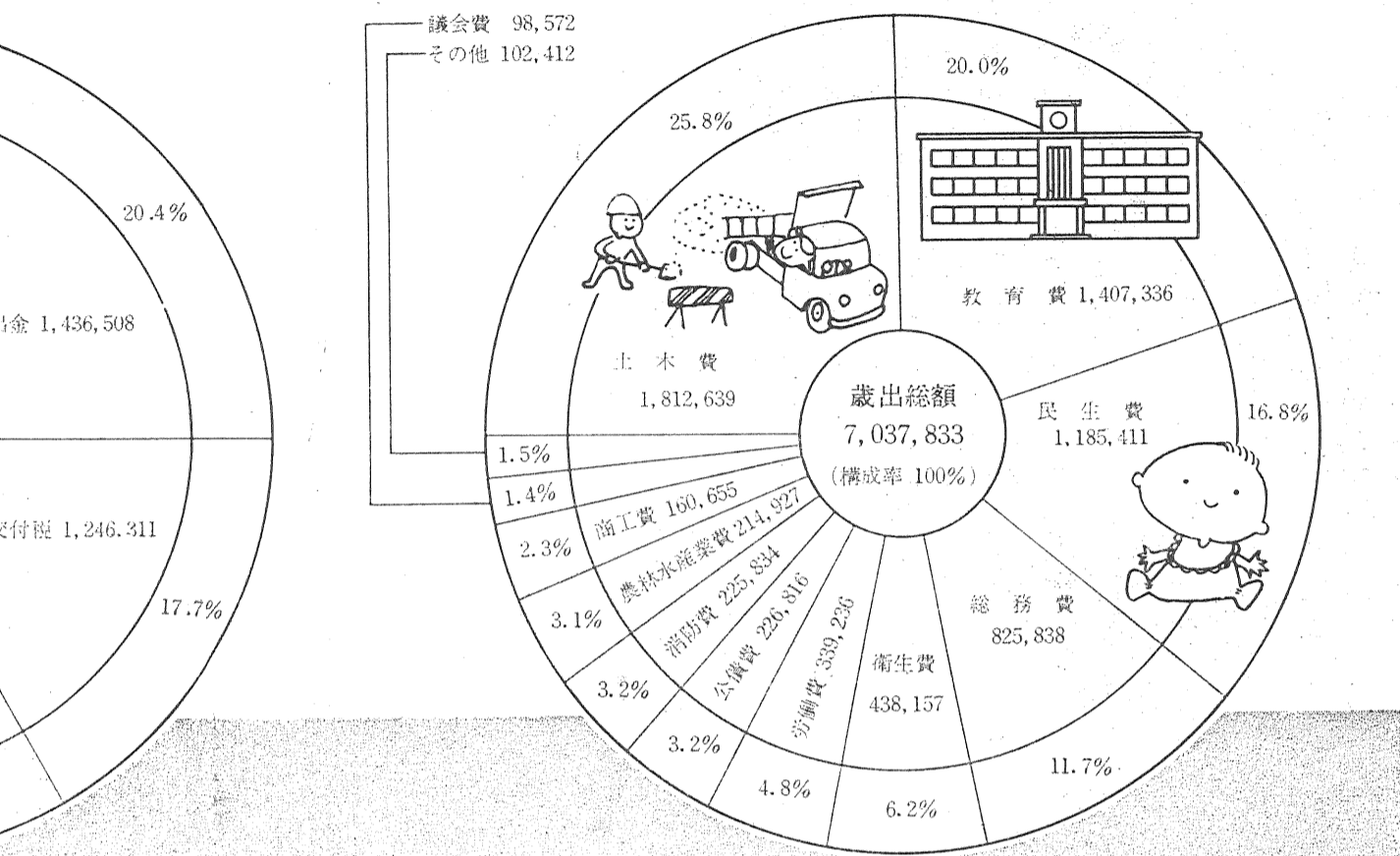
## 47年度予算執行状況

### 歳出

歳出予算額 7,037,833  
 支出済額 5,560,312  
 歳出執行率 (79.0%)

### 一般会計

(単位 千円)



昭和48年 3月31日現在

人口 148,856人  
 世帯数 42,792世帯  
 面積 103.68平方キロメートル

### 特別会計

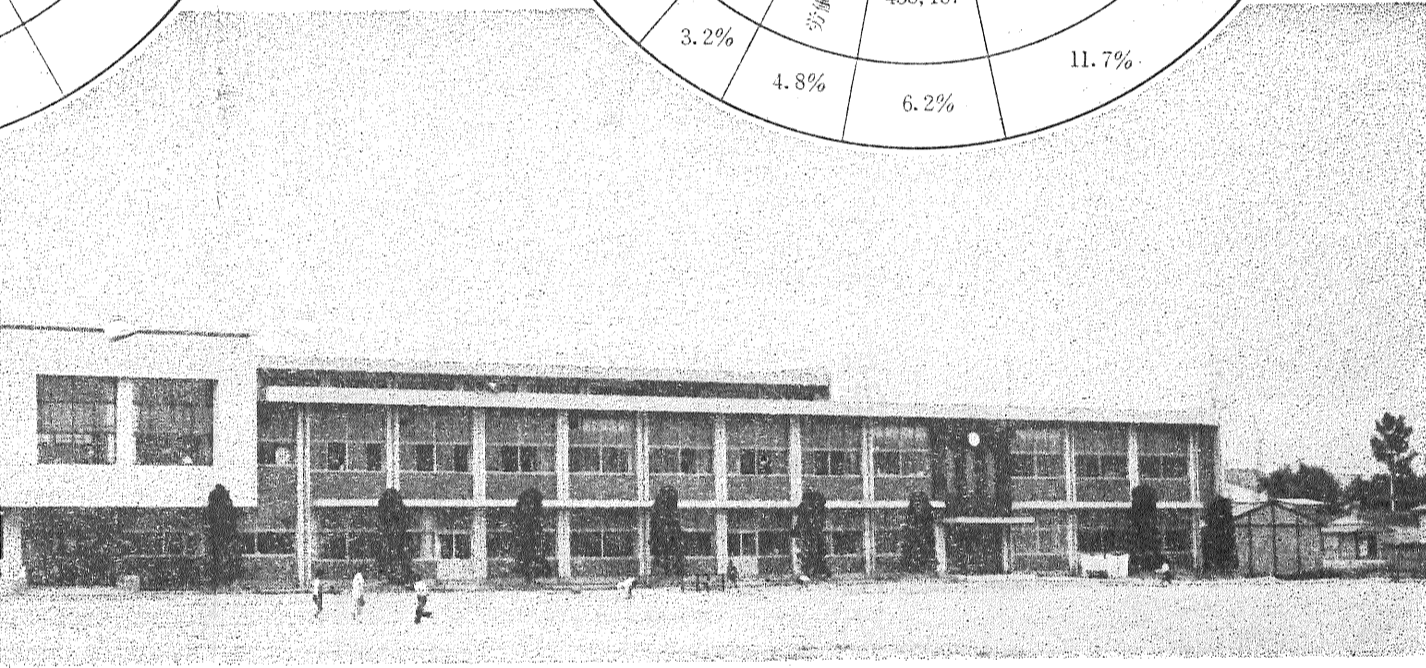
(単位 千円)

会計	区分	予算額	収入済額	支出済額
多布施授産場	収入	3,530	2,362	2,885
	支出			
公益質屋	収入	12,586	12,377	12,144
	支出			
神野土地 区画整理	収入	479,961	235,162	219,629
	支出			
国民健康保険	収入	1,134,815	1,086,879	930,328
	支出			
国民健康保険 診療施設	収入	15,672	15,138	13,513
	支出			
農業共済	収入	168,305	151,943	105,110
	支出			
公共下水道	収入	321,243	39,210	110,919
	支出			

### 企業会計

(単位 千円)

企業名	区分	予算額	執行額
交通	収益勘定	収入	703,326
		支出	703,326
	資本勘定	収入	55,700
		支出	104,386
ガス	収益勘定	収入	278,160
		支出	277,378
	資本勘定	収入	130,002
		支出	281,754
水道	収益勘定	収入	492,385
		支出	470,442
	資本勘定	収入	401,780
		支出	512,694

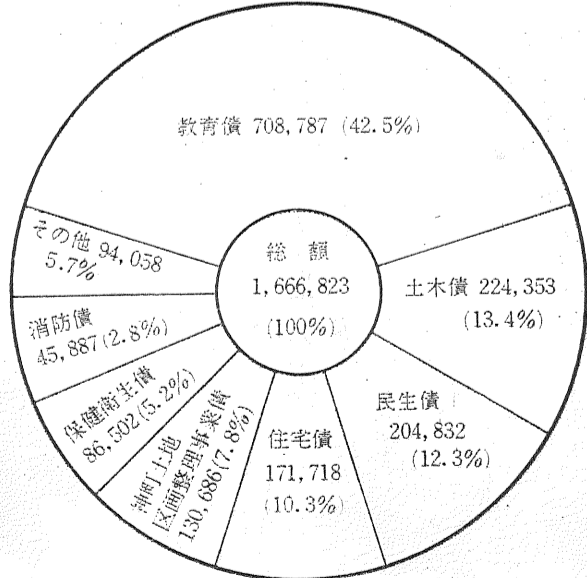
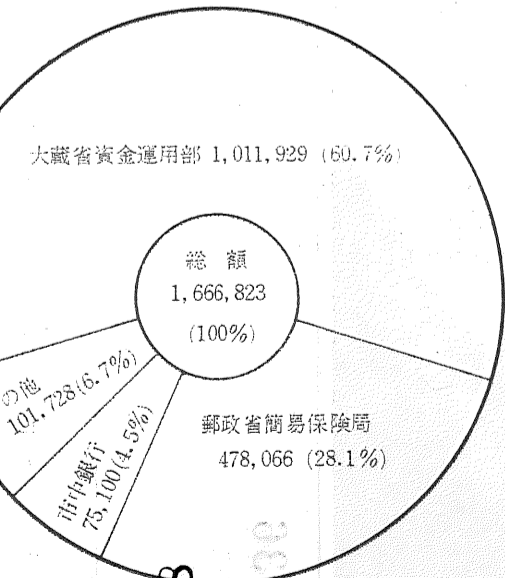


### 市債の状況

(2) 借入先別

(単位 千円)

(1) 目的別

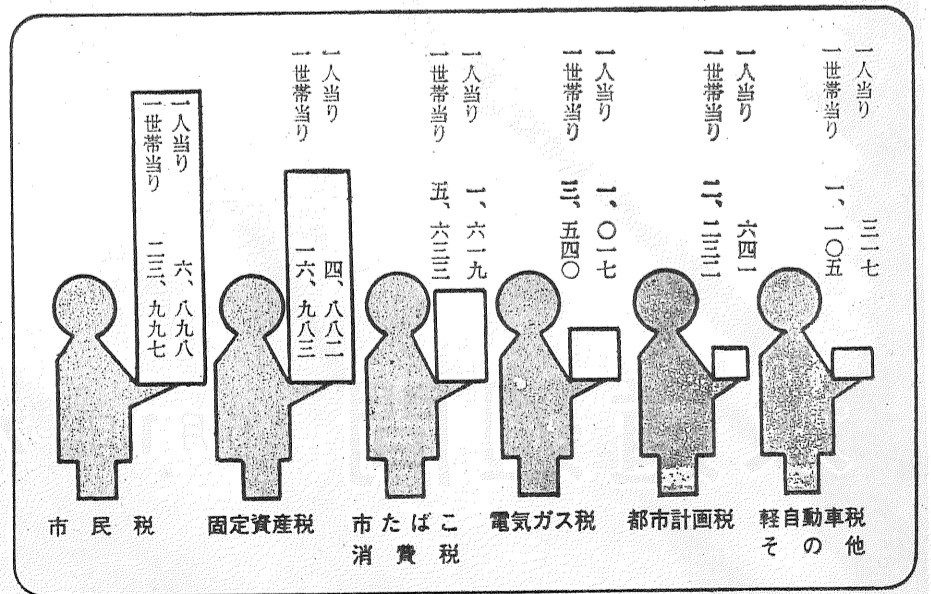


### 市税の負担状況 (予算計上額に対する)

(単位 円)

市税合計

一世帯当り 53,490円  
 一人当り 15,374円

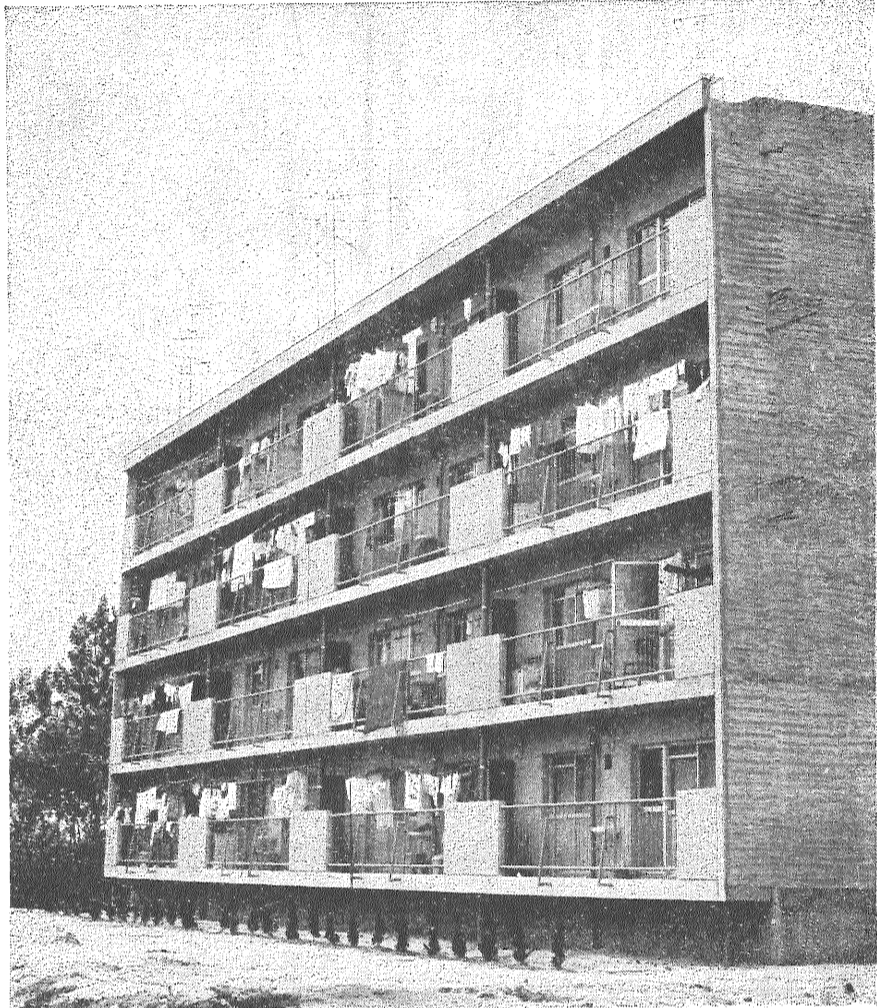


佐賀市告示第38号

地方自治法第243条の3第1項の規定に基づく佐賀市「財政状況」の作成及び公表に関する条例の定めるところにより、昭和47年10月1日から昭和48年3月31日までの間における本市財政状況を次のとおり公表する。

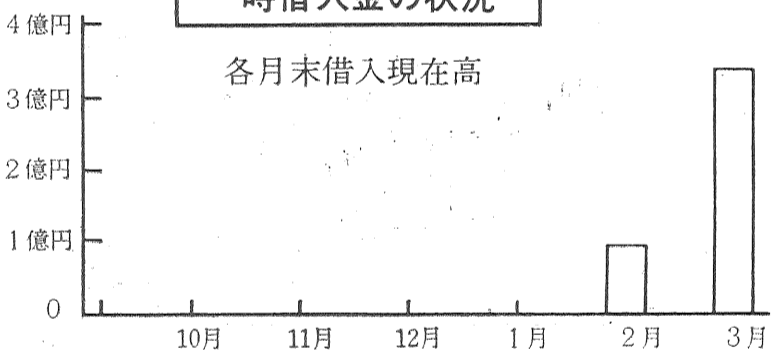
昭和48年5月31日

佐賀市長 宮田 虎雄

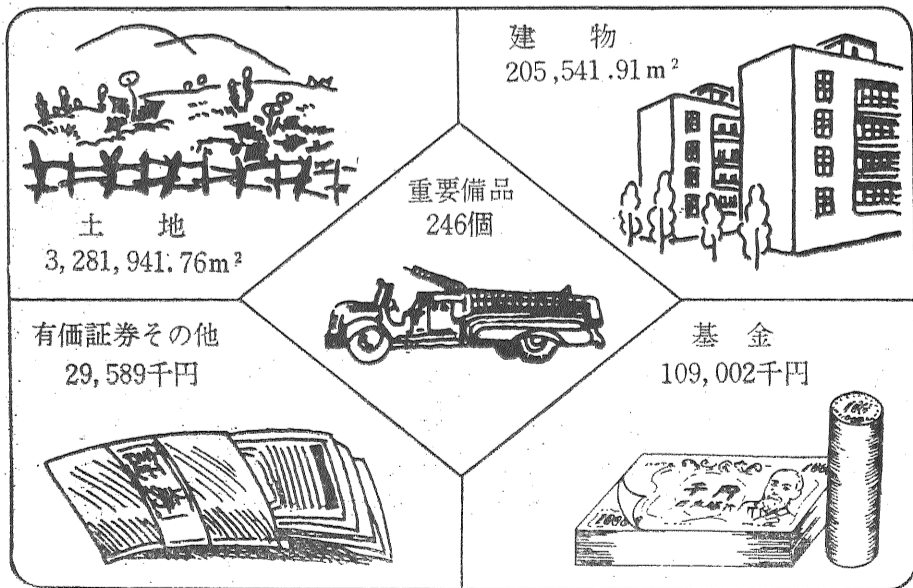


千々岩団地 昭和48年3月竣工

一時借入金状況



市有財産の状況



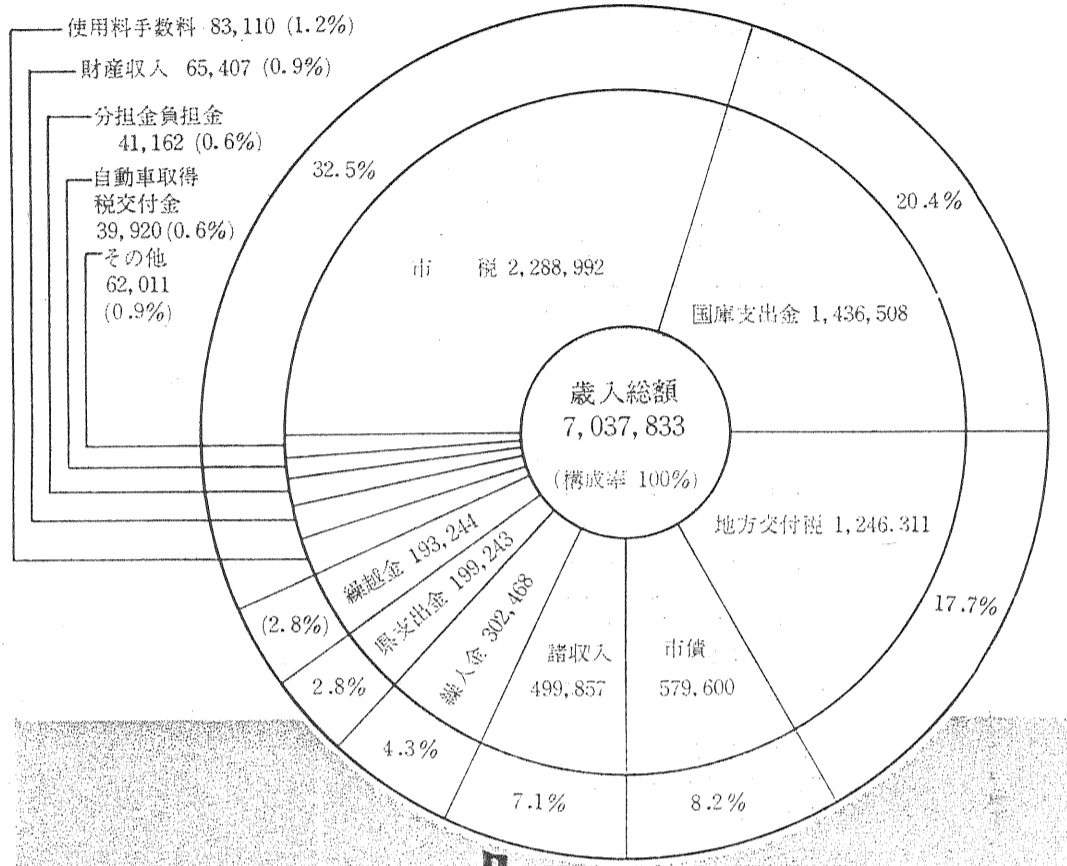
# 佐賀市

## 歳入

## 昭和47年度予

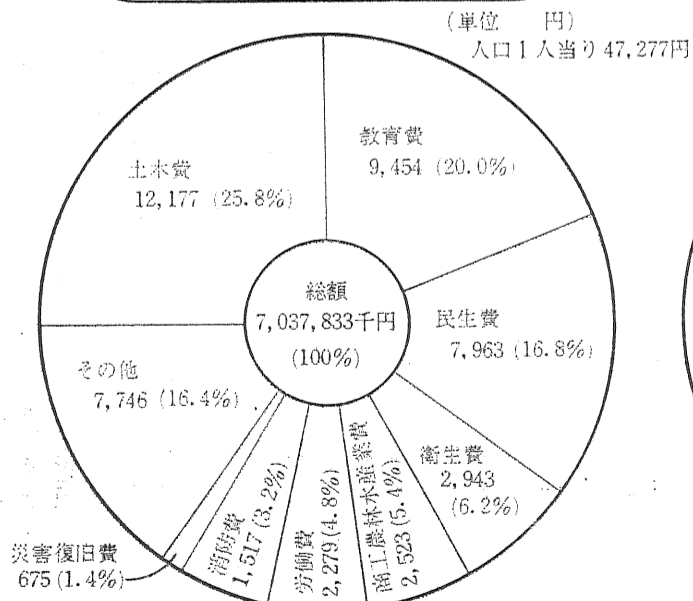
## 一般会

歳入予算額 7,037,833  
収入済額 5,493,478  
歳入執行率 (78.1%)

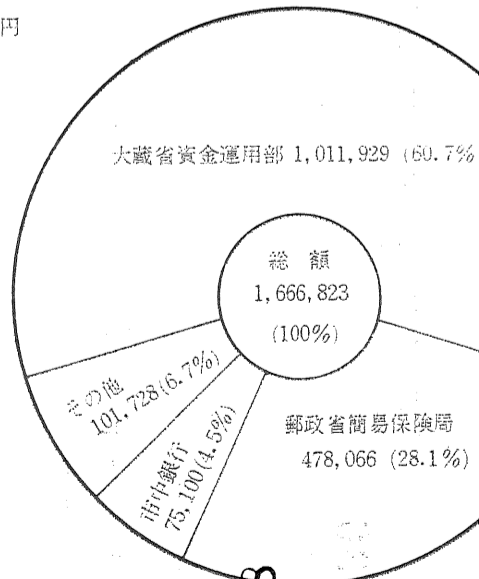


新栄小学校 昭和48年4月開校

市民一人当りの関係  
予算の状況 (予算計上額に対する)



(2) 借入先別



# 固定資産の評価替え 実施

## 地方税法の一部改正

今年度は固定資産税(土地、家屋)の評価替えが全国一斉に実施されました。佐賀市においても実施された評価替えと土地課税のあらましについてお知らせします。

△土地については、適正時価に近づけて新たに価格を決定しました。宅地等については、負担の激減を緩和するため、よび法人所有の宅地について、課税標準額の算出は、別表(1)参照)固定資産の上昇率(2)のようになり、また、法律改正国会が遅れたことにより、昭和三十八年度で、後日実地調査を終了後に、固定資産の所有者が住所を

別表(1) 負担調整区分表

固定資産税	負担調整率			
	上昇率 3倍未満	3倍以上8倍未満	8倍以上25倍未満	25倍以上
	1.1倍	1.2倍	1.3倍	1.4倍

(例) 昭和38年度において評価額が52,193円である土地は、このように計算されます。

年度	評価額	上昇率	負担調整率	備考							
昭和38年度	52,193円	-	-	昭和39年度は昭和38年度の評価額×1.2倍							
昭和39年度	272,265円	5.2倍	1.2倍	昭和40年度は昭和39年度課税標準額据置							
昭和45年度	427,845円	8.1倍	1.3倍	昭和41年度から負担調整率を乗じて算出する。							
昭和48年度	855,690円	16.3倍	1.3倍	(注) 昭和45年度から25倍以上の負担調整が新たに措置されました。							
課税標準額算出例	52,193円	(39年度) 1.2	(41) 1.2	(42) 1.2	(43) 1.2	(44) 1.3	(45) 1.3	(46) 1.3	(47) 1.3	(48) 1.3	×1.3×1.3×1.3=370,921円

※昭和48年度の評価額は855,690円であるが固定資産税の課税標準額は370,921円で計算するという事です。

別表(2) 課税標準額の算出表

宅地等個人法の内訳	昭和48年度分		算出例(3.3平方メートル)
	評価額	課税標準額	
住宅用地	個人 昭和48年度の評価額×15,000の額の何れか高い方。ただし評価額の1/2の額を超える場合は評価額の1/2の額	19,000円	7,887円
非住宅用地	個人 昭和48年度の評価額×15,000の額の何れか高い方	19,000円	7,887円
	法人 評価額 - {評価額 - (昭和48年度分課税標準額)} × 2%	19,000円	11,592円

固定資産税額は課税標準額×1.4/100  
都市計画税は評価額×0.2/100 (農地を除く)

△免税点は、土地十五万円、家屋八万円、償却資産百万円未満になりました。

△家屋については、昭和三十九年以降に新築された家屋は、地方税法および市税条例の定めにより申告の義務があります。未登記の家屋(法務局へ登記していないもの)を売買された場合は、買受人、売渡人双方の印鑑証明書を添え、売渡証、買受証を固定資産の係へ提出ください。

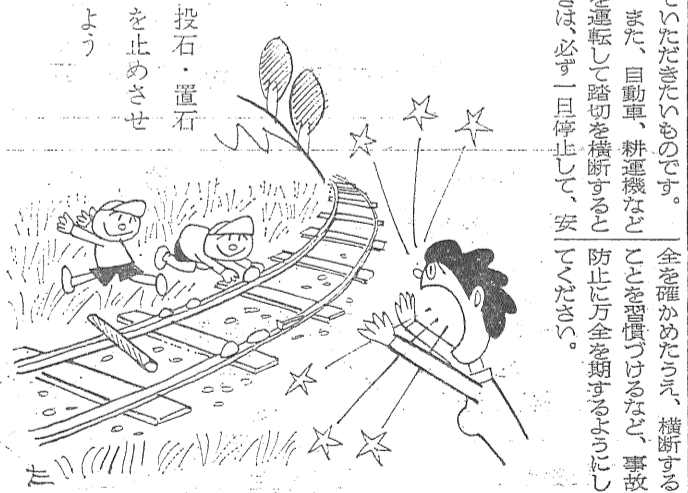
## みんなで注意を

### 鉄道事故防止月間はじまる

国鉄では、「鉄道事故をなくす運動」が、六月一日から三十日まで、全国一斉に行なわれます。

現在は交通戦争の世の中などといわれていますが、国鉄でも踏切や線路立入り、子供、それに比例して事故件数が増加しています。

特に小さな子どもさんや、踏切を通って通園、通学する子どもさんをお持ちのおかあさんかたは、事故の恐ろしさをよく認識して、子どもさんに踏切での横断のしかたや線路内では絶対に遊ばないようなどの注意をうながし、そのおよそ半分は、警報機の

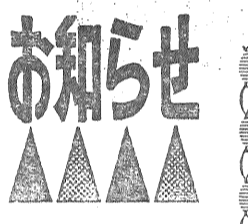


全を確かめたら、横断する。また、自動車、耕運機などを運転して踏切を横断すると、防止に万全を期するようにし、必ず一旦停止して、安てくださ。

△申請者(父親、名義の銀行または農協の普通預金通帳) および三公社五現業の職員の方は、各職場の給与担当係へ手続をさせていただきます。

△申請者(父親、名義の銀行または農協の普通預金通帳) および三公社五現業の職員の方は、各職場の給与担当係へ手続をさせていただきます。

△申請者(父親、名義の銀行または農協の普通預金通帳) および三公社五現業の職員の方は、各職場の給与担当係へ手続をさせていただきます。



## 支給範囲が拡大

### 母子栄養強化食品

市では、母体の健康を保持し、乳幼児の保健と体位の向上をはかるため、妊産婦および乳幼児に、栄養強化のため必要な食品(牛乳または粉乳)を無料で支給いたします。

この支給対象者の範囲は、これまで生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯に属する妊産婦および乳幼児で、通常を認める人となつていましたが、五月十日からは、支給対象者の範囲を拡大して、所得税が課税された妊産婦および乳幼児に支給することになりました。

支給期間は次のとおりです。  
▽妊婦 申請書提出された月の翌月から出産された月の末日まで  
▽産婦 出産された月の翌月から三月末まで  
▽乳児 生後四月目から九月末まで  
▽申請希望の方は、印かんを提出し、妊産婦の提出と同時に市衛生課で申請書の手続きをさせていただきます。

「現況届」の提出  
児童手当を受けようとする方は、毎年「現況届」を提出しなければなりません。提出期限は、六月一日から六月三十日までです。提出されないと、手当の支給を受けることができません。

児童手当の受給者および対象児童に転居、転出、死亡などの移動があったときは、すぐに届けてください。

また、今までに所得限度額超過で受給できなかった方は、六月から新年度分の課税所得状況で認定しますので、六月中にあらためて申請してください。

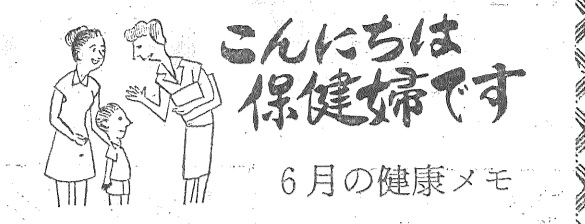
現況届の申請書は提出された方は、市福祉事務所社会課(☎4330)へ。

「現況届」の提出  
児童手当を受けようとする方は、毎年「現況届」を提出しなければなりません。提出期限は、六月一日から六月三十日までです。提出されないと、手当の支給を受けることができません。

児童手当の受給者および対象児童に転居、転出、死亡などの移動があったときは、すぐに届けてください。

また、今までに所得限度額超過で受給できなかった方は、六月から新年度分の課税所得状況で認定しますので、六月中にあらためて申請してください。

現況届の申請書は提出された方は、市福祉事務所社会課(☎4330)へ。



## こんにちは 保健婦です

### 6月の健康メモ

#### 梅雨作戦

1年のうちで最悪の季節にはいります。梅雨入りのころには、気温がぐっとさがる、いわゆる「梅雨寒」があります。リウマチ患者、呼吸器疾患のある人、神経症の人などにとっては、いちばん苦しい季節です。

季節があと戻りしたのだという気持ちで、梅雨寒に見合った服装をすること、ぬれた衣服をそのままにしておかないこと、栄養と休養を十分にとること、気分的に明るくすること——など、梅雨作戦をたてておきましょう。



#### 食中毒に注意

食中毒もふえてきます。食中毒は細菌によって起こるもので、腐ったものを食べるのが原因ではありません。新鮮な外見をしていても安心できない——というのが食中毒のやっかいなところ。

予防のキメ手は、食品の中で細菌を繁殖させないことがいちばんです。そのためには、新鮮なものを買うこと、新鮮なものを買っても調理までに時間をかけないことです。気温25度を超えると、わずが数時間で食中毒発生の菌量にまで増えるといえます。この細菌のバイタリティーを忘れないでください。

よく、冷蔵庫なら大丈夫——と思っている人がいますが、冷蔵庫は貯蔵庫ではないので殺菌はしません。過信は禁物です。

## 日本脳炎予防接種日程

▷該当者……6月1日現在で満3歳以上の希望者。  
▷料金……1回につき170円、はじめての方は2回接種。  
昨年受けた人は1回。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯、中学生以下の方は無料。  
なお、接種当日は体温を計ってください。

校 区	1回目	2回目	時 間	場 所
赤松	6月4日	6月11日	13.30~15.30	市民会館
勸興	"	"	"	"
久保泉	"	"	14.00~15.30	連絡所
高木瀬	"	"	13.30~15.30	公民館
北川副	5日	12日	"	"
蓮池	"	"	14.00~15.30	連絡所
西与賀	"	"	"	厘外西公民分館
循誘	6日	13日	13.30~15.30	市民会館
神野	"	"	"	"
巨勢	"	"	14.00~15.30	公民館
兵庫	"	"	"	連絡所
日新	7日	14日	13.30~15.30	市民会館
新栄	"	"	"	"
金立	"	"	14.00~15.30	公民館
鍋島	8日	15日	13.30~15.30	"
嘉瀬	"	"	"	"
本庄	"	"	"	市農協本庄支所